

参考 2

災害時における薬品の供給に関する協定【概要】 (薬品関係工業会)

1 趣旨・目的

公益社団法人日本水道協会(以下、「日水協」という。)は、地震、風水害、その他による災害発生時において、水道水の安定的な供給を確保するため、薬品供給に不安が生じないように日本無機薬品協会(バンド・パック部会、活性炭部会)、硫酸協会、日本石灰協会及び日本ソーダ工業会(以下、「関係工業会」という)と相互に協力し、滞りなく薬品供給ができるよう連絡体制を整備した。

関係工業会	薬品名	協定締結日
日本無機薬品協会	バンド・パック部会 活性炭部会	平成 24 年 7 月 30 日
硫酸協会	硫酸	平成 24 年 6 月 7 日
日本石灰協会	消石灰	平成 24 年 6 月 13 日
日本ソーダ工業会	次亜塩素酸ナトリウム 水酸化ナトリウム 液化窒素	平成 24 年 10 月 1 日

2 協定内容

- 水道用薬品供給に関する協力
- 水道用薬品製造工場の稼働・被災状況等の情報共有
- 水道用薬品の在庫(不足等)状況の情報共有
- ※日水協と関係工業会は、平時から相互に連絡先を確認するなど情報連絡体制を整えておくものとする。

3 費用負担

薬品の供給を依頼した水道事業者が、薬品を供給した関係工業会に所属する会員企業に対して負担する。

4 支援スキーム

